瀬戸市水道事業管理規程第３号

瀬戸市企業職員の特殊勤務手当の支給に関する規程（昭和４５年瀬戸市水道事業管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川本雅之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）<table><tr><th>勤務内容</th><th>手当額</th></tr><tr><td colspan="2">＜省略＞</td></tr><tr><td>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第１項又は第２３条の２第１項の規定に基づき災害対策本部が設置された瀬戸市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急作業、応急作業のための災害状況の調査及びこれに相当するものとして市長が認める業務</td><td>日額　１，４４０円（災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域等、市長が著しく危険と認める区域での業務に従事した場合にあっては２，８８０円）</td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）<table><tr><th>勤務内容</th><th>手当額</th></tr><tr><td colspan="2">＜省略＞</td></tr><tr><td>異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第１項又は第２３条の２第１項の規定に基づき災害対策本部が設置された瀬戸市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急作業、応急作業のための災害状況の調査及びこれに相当するものとして市長が認める業務</td><td>日額　１，０８０円（災害対策基本法に基づく立入禁止等の措置がなされた区域等、市長が著しく危険と認める区域での業務に従事した場合にあっては２，１６０円）</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

この規程は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。